

指定訪問看護重要事項説明書

(介護予防・介護保険・医療保険)

1. 事業者概要

【事業者名】 国分寺市医師会訪問看護ステーション
【指定番号】 東京都指定第1367191042号
【所在地】 国分寺市泉町2-3-8
【電話番号】 042-326-0743 FAX 042-359-3266

2. 事業所職員体制

管理者（看護師）	1名	管理業務・訪問看護
看護師	常勤4名・非常勤0名	訪問看護
理学療法士	常勤0名・非常勤4名	訪問リハビリ
事務員	常勤0名・非常勤1名	事務

3. 営業地域

国分寺市全域、府中市・小平市・国立市・小金井市の一部

4. 営業日・時間

月曜日～金曜日 9:00～17:00

休業日 土曜・日曜日・祝祭日・年末年始（12/29～1/4）

緊急時訪問看護・24時間対応体制については相談のうえ対応

5. サービスの内容

主治医の「訪問看護指示書」・「居宅サービス計画書」に基づき訪問看護計画を作成しサービスを実施します。

① 病状に合わせた看護

- ・病状の観察と判断（血圧、体温、脈拍、呼吸の測定）
- ・食事、清潔、排泄、移動の介助
- ・薬の飲み方と管理
- ・精神、心理面へのケア
- ・リハビリテーション
- ・医師の指示により医療処置（床ずれの手当て、傷の手当て、各種カテーテルの管理
- ・終末期のケア 吸入、吸引、在宅酸素の管理、膀胱洗浄等）
- ・療養生活に関する相談、助言

② 主治医との連絡、調整

- ・主治医からの治療方針と指示を受ける
- ・主治医への病状の報告と相談
- ・緊急時の対応

- ③ リハビリテーション
 - ・理学療法士によるリハビリ
 - ・専門職と連携し看護師によるリハビリ
 - ・自立した生活が送れるような環境についての相談、助言
- ④ 社会資源の活用
 - ・様々なサービスの利用、活用の相談、助言
 - ・ケアマネジャーとの連絡、相談

6.利用料

- (1) 介護保険を利用する場合の自己負担は、原則として基本料金の1割・2割・3割です。ただし、介護保険の給付の限度額を超えたサービスは、全額自己負担となります。医療保険を利用する場合の自己負担は、保険割合により決まります。
また、訪問看護サービス体制に対する加算（サービス毎）があります。さらに利用者の状態に応じて各加算があります。
- (2) 交通費
サービス提供に伴う交通費の負担はありませんが、サービス提供地域以外へのサービス提供の場合は、交通費を負担いただく場合があります。
- (3) その他
訪問時に利用者様の都合等でキャンセルにされた場合は、キャンセル料を請求することがあります。ただし、体調不良等の正当な理由がある場合はこの限りではありません。
利用料は、毎月月初めに前月分の請求をいたします。訪問時にお支払い下さい。お支払い時に領収書を発行します。

7.サービス利用に関する留意事項

- ① サービス利用開始にあたり、主治医の「訪問看護指示書」が必要になります。
- ② サービス提供を行う訪問看護師は複数の看護師が交代で対応させていただきます。
- ③ サービス提供にあたり使用する水道・ガス・電気等の費用は、利用者様の負担になります。
- ④ 病状の変化など看護師への連絡が必要な場合は、当訪問看護ステーションに連絡してください。直接担当看護師の自宅には連絡できません。
- ⑤ 担当看護師の看護以外の個人的な用件を依頼することはできません。
- ⑥ 看護前後の手洗いの為、洗面所などを使用させていただきます。
- ⑦ 看護師への茶菓の接待やお心づけは一切ないようお願いします。
- ⑧ 当訪問看護ステーションは在宅医療・福祉分野の人材育成を行っておりますので訪問時同行実習等のご協力をお願いすることがあります。
- ⑨ 訪問看護に対する疑問や苦情等は、担当看護師または管理者へお申し出ください。

8.緊急時の対応

サービスの提供中に緊急事態が発生した場合は、事前の打ち合わせにより、主治医・救急隊・緊急連絡先（家族等）・介護支援専門員・地域包括支援センター等に連絡をします。

9.相談・苦情対応

利用者様やそのご家族様等からの相談・苦情に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望・苦情に対し、迅速に対応いたします。

*当訪問看護ステーションが提供するサービスについての相談・苦情窓口

- ・国分寺市医師会訪問看護ステーション 管理者
電話：042-326-0743 メール：station.t@kokubunji-med.or.jp
*ご不明な点はお気軽にお尋ねください
- ・国分寺市役所 福祉部 高齢福祉課 介護保険係 国分寺市泉町2-3-8
電話：042-321-1301 メール：koureihukushi@city.kokubunji.tokyo.jp
- ・府中市役所 福祉保健部 高齢者支援課 府中市宮西町2-24
電話：042-364-4111
- ・東京都国民健康保険団体連合会 千代田区飯田橋3-5-1 東京区政会館11階
電話：03-6238-0177 (介護サービス 苦情相談窓口)
対応時間：月曜日～金曜日の9:00～17:00

10.事故処理

1. サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市区町村、介護支援専門員、利用者様のご家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
2. 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、契約終了の日から2年間保存します。
3. 利用者様に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

11.虐待の防止のための措置に関する事項

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じます。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知します。
 - ② 虐待の防止のための指針を整備します。
 - ③ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。
2. 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。
3. 虐待防止に関する責任者を選定しています。〔管理者：武内 寛子〕

12.社会情勢及び天災に関する事項

社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、事業所の義務の履行が難しく、遅延もしくは不能になった場合

- ① 日程、時間の調整をさせて頂く場合があります。
- ② それによる損害賠償責任を事業所は負わないものとします。

1.3.訪問看護サービスの特徴

《運営方針》

訪問看護を提供することにより、家庭における療養生活を支援し、その心身機能の維持回復を目指し、生活の質の確保を重視した在宅療養が維持できるように支援します。訪問看護師は、訪問看護に必要な知識・技術と人間性を磨き、必要な訪問看護の提供ができるように努めます。

事業の運営にあたって、市および保健・福祉サービス・医療機関の諸サービスと密接な連携を保ち、中立公平な立場で総合的なサービス提供に努めます。

1.4.事業者の概要

【事業者名】 国分寺市医師会訪問看護ステーション
【所在地】 国分寺市泉町2-3-8
【代表者名】 一般社団法人 国分寺市医師会
会 長 高木 智匡
【電話番号】 042-322-4338
【事業所種類・数】 訪問看護1か所 居宅介護支援1か所

年 月 日

訪問看護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要事項を説明しました。

所在地： 国分寺市泉町2-3-8

名 称： 国分寺市医師会訪問看護ステーション

説明者： 氏名 _____

私は、契約書及び本書面により、事業者から訪問看護について重要事項の説明を受けました。

利用者 住所： _____

氏名： _____

家族（代理人） 住所： _____

氏名： _____

（続柄 _____）

個人情報利用同意書

私（及び私の家族）の個人情報の利用については、下記により必要最小限の範囲内で事業者が使用することに同意いたします。

記

1. 使用目的

- (1) 介護サービスの提供を受けるにあたって、介護支援専門員と介護サービス事業者との間で開催されるサービス担当者会議において、利用者の状態・家族の状況を把握するために必要な場合
- (2) 上記（1）の外、介護支援専門員又は、介護サービス事業所との連絡調整のため必要な場合
- (3) 現に介護サービスの提供を受けている場合で、私が体調等を崩し又はケガ等で病院へ行ったときに、私に代わって医師・看護師等にその経緯・容態等を説明する場合

2. 個人情報を提供する事業所

- (1) 居宅サービス計画に掲載されている介護サービス事業所
- (2) 病院又は診療所（体調を崩し又はケガ等で診療することとなった場合）
- (3) その他、私が同意した事業所

3. 使用する期間

サービスの提供を受けている期間

4. 使用する条件

- (1) 個人情報の利用については、必要最小限の範囲で使用するものとし、個人情報の提供に当たっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払う。
- (2) 個人情報を使用した会議、相手方、個人情報利用の内容等の経過を記録する。

利用者 氏名 _____

住所 _____ 電話 _____

署名代筆者 氏名 _____

(利用者との関係)

住所 _____ 電話 _____

利用者家族代表 氏名 _____ (続柄) _____